

蒲郡市民間提案制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行財政課題の解決に当たり、官民の知恵、ノウハウ、資金等を統合し、より効率的な行政運営を行うため、民間事業者等から幅広く提案を募るための制度の運用について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「民間事業者等」とは、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、地縁による団体等であって、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有する者をいう。

(提案者の要件)

第3条 市の施策に対して企画提案をしようとする民間事業者等（以下「提案者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されていること又は提案に係る事業実施のための契約を締結するまでに登録する予定であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成31年4月1日施行）又は蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年12月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税、愛知県の県税及び蒲郡市の市税を滞納していないこと。
- (8) 公共性・公平性に問題がある等その他市が連携を行うに当たりふさわしくないと判断した者でないこと。

(企画提案募集)

第4条 市長は、行財政課題の解決に係るテーマ、募集期間、審査方法等を募集要項に定めて企画提案を募集するものとする。

2 募集する企画提案は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民サービスの向上につながるもの
- (2) 市の業務の効率化につながるもの
- (3) 市の財政負担の低減等につながるもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

3 募集する企画提案は、原則として本市における新たな財政負担を伴わないものとする。ただし、将来的な事業効果及び財政負担の低減の見込みのあるものについては、この限りでない。

(情報の提供)

第5条 市長は、提案者が企画提案に係る情報の提供を求めた場合において、必要な措置を講ずるものとする。

(事前対話)

第6条 提案者は、企画提案に当たり市長と事前対話を希望するときは、蒲郡市民間提案制度事前対話申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(企画提案の提出)

第7条 提案者（複数の提案者が共同で企画提案をする場合にあっては、提案者を代表する者。次条、第9条及び第11条において同じ。）は、蒲郡市民間提案制度申込書兼誓約書（第2号様式。以下「申込書」という。）に提案書（第3号様式）その他別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申込みの辞退)

第8条 提案者は、前条に規定する申込みを辞退する場合は、蒲郡市民間提案制度辞退届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(企画提案の事前審査等)

第9条 市長は、提案者からの企画提案について、事前審査を行い、受理したときは、その旨を蒲郡市民間提案制度受理通知書（第5号様式）により提案者へ通知するものとする。

2 市長は、企画提案が次の各号のいずれかに該当し、受理することができないと判断したときは、その旨を蒲郡市民間提案制度不受理通知書（第6号様式）により提案者へ通知するものとする。

- (1) 市が実施している事業そのものを廃止する提案
- (2) 法令に違反するものと認められる提案
- (3) 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- (4) その他市長が特に認められないとする提案

(蒲郡市民間提案審査委員会の設置)

第10条 市長は、前条第1項の規定により企画提案を受理したときは、企画提案の実施の適否等を審査するため、蒲郡市民間提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の表に掲げる者で構成する。

区分	役職等
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画部長
	企画提案内容の所管部長

- 3 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、有識者を委員とすることができる。
- 6 審査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(企画提案の審査等)

第11条 審査委員会は、申込書及び提案書等に基づき、企画提案の実施の適否等を審査するものとする。

2 企画提案の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 民間企業等のアイデア及びノウハウの活用性
- (2) 市民サービスの向上度合
- (3) 市の業務効率化への効果
- (4) 法令等による制限の有無
- (5) 行政責任の担保
- (6) 提供する市民サービスの安定性
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個別の事情に応じて考慮すべき事項

3 市長は、企画提案に関する審査結果について、蒲郡市民間提案制度審査結果通知書(第7号様式)により、提案者に通知するものとする。

(事業の実施が適当であると判断した企画提案の取扱い)

第12条 市長は、前条に規定する審査により実施が適当であると判断した企画提案について、事業化するように努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により事業化する場合は提案された内容を知的財産として取り扱い、その情報及び内容を保護した上で、提案者と随意契約をすることを前提とする。

(企画提案の概要等の公表)

第13条 市長は、実施が適当と判断した企画提案については提出された企画提案の名称及び提案者名を、適当でないと判断した企画提案については企画提案の名称を、それぞれ公表するものとする。

(費用負担)

第14条 企画提案を行うことに要した一切の経費等は、提案者の負担とする。

(庶務)

第15条 庶務は、総務部資産マネジメント課において処理する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。